

被災者のみなさまへ

令和 8 年 8 月 7 日
警 察 庁

令和 8 年熊本地震による災害は、特定非常災害特別措置法に基づく**特定非常災害**に指定されました。
これにより、次の措置が講じられます。

① 許認可等の存続期間（有効期間）の延長

一定の地域（※1）の方々を対象に、運転免許のような許認可等（令和 8 年 7 月 28 日以後に満了するもの）について、存続期間（有効期間）が**令和 9 年 1 月 27 日（水）まで延長**されます（※2）。

【許認可等の満了日が延長される主な例】

- ・ 運転免許証等の有効期間の延長（道交法）
- ・ 猟銃等の所持の許可の有効期間の延長（銃刀法）
- ・ 犯罪被害者等給付金の申請期間の延長（犯罪被害者支援法）等

（※1）令和 8 年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村（下記リンク参照）

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

（※2）措置に関する告示は、下記リンク参照

<https://www.npa.go.jp/laws/kaisei/kokuji/npsc.html>

② 期限内に履行されなかった届出等の義務の猶予

法令に基づく届出等の義務が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが特定非常災害によるものであることが認められた場合には、**令和 8 年 11 月 27 日（金）までに履行**すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません。

※ 延長・猶予の対象や手続の詳細については、お住まいの地域の県警察までお問合せください。